

用語集

| 用語名 | 説明 |
|---------------------|--|
| あ | |
| RPA（アールピーイー） | Robotic Process Automation の略。コンピューター上の作業を自動化する技術。 |
| 維持管理費 | 日常の下水道施設維持管理に要する経費で、処理場、ポンプ場等の電気代等の動力費、処理場の薬品費、補修費、委託費等とそれに係る人件費等によって構成される費用。 |
| 一般会計 | 主に税を財源として、国や地方公共団体の基本的活動を行うために必要な歳入、歳出を経理する会計。 |
| AI-OCR（エーアイオーシーアール） | Artificial Intelligence - Optical Character Recognition の略。イメージスキャナ等で読み取った手書きや印刷された文字を、コンピューターが利用できるデジタルの文字コードへ変換する技術について、人工知能を活用することで、より精度を高めたもの。 |
| OJT | On the Job Training（職場内訓練）の略。職場内で行われる職業指導手法のひとつで、職場の上司や先輩が部下や後輩に対し具体的な仕事を通じて、仕事に必要な知識・技術・技能・態度などを指導教育すること。 |
| 汚水処理原価 | 有収水量 1 m ³ あたりにかかる汚水処理の費用を意味し、算出式は次のとおり。 汚水処理費用（公費負担分を除く）／年間総有収水量 |
| 汚水処理施設 | 生活や事業に起因する汚水を処理する施設で、下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント及び合併処理浄化槽などのこと。 |
| 汚水処理人口普及率 | 行政区域 [*] 内人口のうち、下水道や合併処理浄化槽などの汚水処理施設 [*] で汚水を処理できる人口の割合。 |

| | |
|--------------------|--|
| 汚水処理費 | 下水道の管理に要する経費のうち、汚水に係る経費。汚水維持管理費（管きよ費、ポンプ場費、処理場費、その他）と汚水資本費（汚水に係る企業債利息及び減価償却費）に分けられる。 |
| か | |
| 改築 | 既存の施設を取り替えたり、施設の一部を活かしながら部分的に新しくすることで、所定の耐用年数を新たに確保するもの。 |
| 合併処理浄化槽 | し尿（便所からの排水）と生活雑排水*（台所や洗濯、風呂などの排水）の両方を処理するための浄化槽。 |
| 刈谷市下水道ストックマネジメント計画 | 長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化するための計画。 |
| 刈谷市総合計画 | 本市の最上位の行政計画として、地域のビジョンや将来像を具体化するための道筋を示しており、市民、事業者や各種団体、国、県など、市に関わるすべての人々が、ともに理解し、協力して取り組むためのまちづくりの目標を定め、自主・自律を基本とする責任ある行政運営を進めるための指針。 |
| 刈谷市都市計画マスタープラン | 都市づくりの具体性のある将来像を確立し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備の方針を明らかにした都市計画に関する最も基本的な計画。 |
| 管きよ | 管路施設のうち、主にマンホールとマンホールの間を結ぶ地中埋設管など（暗きよ）のこと。 |
| 官民連携 | 官民の協働に基づき、民間の資本あるいはノウハウ、技術力の活用によって、業務の効率化や公共サービスの向上を目指すこと。 |

| | |
|---------|--|
| 管路施設 | 管きよ、マンホール、柵及び取付管などの総称。住居、商業、工業地域などから排出される汚水や雨水を収集し、ポンプ場、処理場又は放流先まで流下させる役割を果たす。 |
| 管きよ老朽化率 | 法定耐用年数を超える管きよの割合から、管きよの老朽化度合いを判断する指標。大きくなるほど、老朽化が進んでいることを示し、算出式は次のとおり。 法定耐用年数超管路延長／管路総延長×100（％） |
| 企業債 | 地方公営企業 [*] が行う建設改良事業などに要する資金に充てるために起こす地方債（国などからの長期借入金）。 |
| 基準外繰入金 | 一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づかないもの。（本来は使用料収入で賄うべきもの） |
| 基準内繰入金 | 一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づくもの。（一般会計（税金）で負担すべきもの） |
| 基本計画 | 下水道の全体像を明示した計画。 |
| 行政区域 | 都道府県や市区町村など、行政を行う上での地域の区分単位の総称。（刈谷市の行政区域＝刈谷市全域） |
| 供用開始区域 | 下水道へ接続することのできる区域。 |
| 繰入金 | 一般会計から下水道事業会計に繰出されるお金（税金）を意味し、総務省の定める基準に基づくかによって、基準内繰入金と基準外繰入金に区別される。一般会計側からみたときは、「繰出金」と呼ぶ。 |
| 経営戦略 | 公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくために作成する、中長期的な経営の基本計画。「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画（投資資産）と財源の見通しを試算した計画（財源試算）から構成され、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した中長期の収支計画。 |

| | |
|---------|---|
| 経営比較分析表 | 地方公営企業の経営の状況や施設の状況等に係る各種指標を、経年的にグラフ形式で示したもの。経年比較や他団体との比較分析によって、経営の現状や課題を把握することが可能となる。 |
| 経常収益 | 使用料収入などの本来の営業活動から生じる営業収益と、他会計からの繰入金や預金利息などの本来の営業活動以外の活動によって得られる営業外収益の合計。 |
| 経常収支比率 | 使用料収入等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度まかなえているかを表す指標。算出式は次のとおり。 $\text{経常収益} / \text{経常費用} \times 100 (\%)$ |
| 経常費用 | 維持管理費・減価償却費などの本来の営業活動から発生する営業費用と、企業債利息などの本来の営業活動以外の活動によって発生する営業外費用の合計。 なお、経常損益（経常収支）は経常収益から経常費用を差し引いて算出され、0以上の場合は経常利益（黒字）、負数の場合は経常損失（赤字）となる。 |
| 経費回収率 | 使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。算出式は次のとおり。 $\text{使用料収入} / \text{汚水処理費} \times 100 (\%)$ |
| 下水 | 生活や事業に起因する汚水又は雨水。 |
| 下水道 | 下水 [*] を排除するために設けられる管きょや処理施設、ポンプ施設、貯留施設、その他の施設の総称。 |
| 下水道接続人口 | 供用開始区域内人口のうち、実際に下水道に接続して汚水を処理している人口。水洗化人口ともいう。 |
| 下水道接続率 | 供用開始区域内人口のうち、実際に下水道に接続して汚水を処理している人口の割合。水洗化率とも言う。 算出式は次のとおり。 $\text{現在下水道接続済人口} / \text{現在処理区域内人口} \times 100 (\%)$ |

| | |
|--------|--|
| 下水道普及率 | <p>総人口のうち、供用開始区域内人口の割合。</p> <p>算出式は次のとおり。</p> $\text{供用開始区域内人口} / \text{行政区域内人口} \times 100 (\%)$ |
| 減価償却費 | <p>土地などを除く固定資産（建物・下水道管など）の減価（価値の減少）を、使用年度にわたり、合理的かつ計画的に費用として負担させるための、会計上の処理または手続きを減価償却といい、この処理または手続きによって特定の年度の費用とされた固定資産の減価額を減価償却費という。</p> |
| 公共下水道 | <p>主として市街地における下水を排除または処理するために、市町村が管理する下水道のこと。</p> |
| 広域化共同化 | <p>人口減少などに伴う料金収入の減少や更新需要の増大などを踏まえ、公営企業としてサービスの継続的な提供を行うために、汚水処理施設の統合や汚泥処理の共同化、維持管理業務・事務の共同化などを行うこと。</p> |
| 公営企業 | <p>水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など、地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行うために地方公共団体が経営する企業活動の総称。</p> |
| 公営企業会計 | <p>公営企業会計は、現金の収支の有無にかかわらず経済活動の発生という事実に基づき複式簿記により会計記録を行う発生主義を採用している。対して国や地方公共団体などの官庁会計は、現金の収入および支出の事実に基づき単式簿記で会計処理される現金主義を採用している。</p> |
| 公共用水域 | <p>河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域や接続する水路の総称。</p> |

| | |
|----------------|---|
| 合流改善 | 合流式下水道では、一定量以上の降雨時に未処理下水の一部がそのまま河川などへ放流され、公衆衛生・水質保全・景観に影響を及ぼすことから、汚濁負荷量の削減、公衆衛生上の安全確保及びきょう雑物の削減を目的として、施設の改修を行うこと。 |
| 合流式 | 汚水と雨水を同じ管で排除する方式。 |
| さ | |
| 境川・猿渡川流域水害対策計画 | 境川・猿渡川流域において、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、流域の治水安全度の早急かつ確実な向上を図るため、平成 26 年（2014 年）3 月に愛知県と本市を含む流域関連 10 市 2 町で策定した計画。 |
| 市街化区域 | 既に市街化を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域。 |
| 市街化調整区域 | 市街化を抑制すべき区域。 |
| 事業計画 | 基本計画に定められた施設のうち、5～7 年先までに実施する予定の施設の配置などを定める計画。 |
| 資本的収支 | 企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良にかかる企業債償還金などの支出と、その財源となる企業債や補助金などの収入のこと。 |
| 収益的収支 | 一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用。 |
| 修繕 | 老朽化した施設や故障・損傷した施設を対象として、施設の耐用年数内において機能を維持させるために行われるもの。 |
| 終末処理場 | 下水を最終的に処理して、河川などの公共用水域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設。 本市では、愛知県が管理している境川浄化センターのことを指す。 |

| | |
|------------|---|
| 重要な污水管きよ | ポンプ場・処理場に直結する管きよや防災拠点などから汚水を受ける管きよ、地震被害によって二次災害を誘発するおそれがある河川・軌道などを横断する管きよなど、地震時でも機能の維持が必要となる污水管きよ。 |
| 従量使用料 | 汚水量が多くなるほど使用料単価が高くなる逓増性の使用料設定 |
| 受益者負担（分担）金 | 下水道事業に要する費用の一部に充てるため、下水道の整備により利益を受ける土地の所有者等に建設財源の一部について負担を求めるもの。 市街化区域は受益者負担金、市街化調整区域においては受益者分担金という。 |
| 使用料単価 | 有収水量 1 m ³ あたりの使用料収入であり、使用料の水準を示している。算出式は次のとおり。 使用料収入 ÷ 年間有収水量 |
| 生活雑排水 | 生活排水のうち、し尿（便所からの排水）を除いたもの。 |
| 生活排水 | 台所、便所、風呂など、日常生活で使った水のこと。 |
| 損益勘定留保資金 | 収益的収支における、減価償却費などの現金支出を必要としない費用の計上により留保される資金。 |
| た | |
| 耐震化 | 地震による被害を最小限にとどめるための対策。発災前及び発災後の対策に分けることができる。 |
| 耐水化 | 河川氾濫などの災害時においても、一定の下水道機能を確保し、下水道施設への被害による社会的影響を最小限に抑制するための対策。 |
| 単独公共下水道 | 一つの市町村区域内で下水を集める管きよと終末処理場を持っているもの。 |

| | |
|---------------|---|
| 長期前受金戻入 | 固定資産取得のために交付された補助金などについて、減価償却見合い分を収益化したものをいい、現金を伴わない収益。 |
| 特定都市河川浸水被害対策法 | 著しい浸水被害のおそれがあるものの、市街化の進展により河道などの整備による浸水被害の防止が困難な地域について、流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制、都市洪水想定区域の指定など、浸水被害を防止するための対策の推進を目的とした法律。 |
| 独立採算制の原則 | 事業に伴う収入によって経費を賄い、自立性をもって事業を継続していくという公営企業の原則。 |
| は | |
| 排水設備 | 下水を公共下水道 [*] に流入させるための排水管や枳などの排水施設で、土地・建物などの所有者及び管理者が設置するもの。 |
| BCP | Business Continuity Plan（業務継続計画）の略。 災害発生時の人、モノ、情報及びライフラインなどの利用できる資源に制約がある状況下においても、適切に業務を執行することを目的とした計画。 |
| PDCA サイクル | 業務プロセス管理手法の一つで、Plan（計画）-Do（実施）-Check（検証）-Action（見直し）の4段階を繰り返すことによって断続的な改善を目指していく手法。 |
| 一人当たり有収水量 | 下水道接続人口一人当たりの使用料徴収対象となる水量で、家庭用だけでなく営業用や工業用等を含めた総有収水量から算出し、算出式は次のとおり。 総有収水量÷下水道接続人口 |

| | |
|-------------|---|
| 不明水 | 終末処理場まで流れてきた汚水のうち、使用料を徴収することができないものであり、地下水や直接浸入水などからなるもの。 |
| 分流式 | 汚水と雨水を別々の管で排除する方式。 |
| 法定耐用年数 | 地方公営企業法施行規則で定められている耐用年数を意味する。経理上の基準であり、実際に使用できる年数は実情に応じて変動する。 |
| 補てん財源 | 「資本的支出」に対する「資本的収入」の不足分を「補う」ための財源。減価償却費などによる「損益勘定留保資金」や利益由来の「積立金」が該当する。 |
| ま | |
| マンホールカード | 下水道への理解を深めることを目的として設立された下水道広報プラットフォーム（GKP）が発行している各地のマンホール蓋の写真やデザインの由来などを紹介しているカード。 |
| や | |
| 有形固定資産減価償却率 | 有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標。更新投資の必要性がどの程度差し迫っているかを示し、算出式は次のとおり。 有形固定資産減価償却累計額／有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100（％） |
| 有収水量 | 処理した汚水のうち、不明水を除いた使用料徴収の対象となる水量。 |
| 有収率 | 処理した汚水のうち、不明水を除いた使用料徴収の対象となる水量の割合で、施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標。100％に近づけることが望ましく、算出式は次のとおり。 年間総有収水量／年間総汚水処理水量×100（％） |

| | |
|-----------|--|
| ら | |
| 流域関連公共下水道 | 市町村区域内の下水を集める管きよを設置し、終末処理場を持たず、下水を流域下水道の幹線に流入させるもの。 |
| 流域下水道 | 二つ以上の市町村区域の下水を排除又は処理するもの。 |
| 流動比率 | 貸借対照表からみた短期的な財務安定度を判断する指標。大きいほど安定性が高く、算出式は次のとおり。 流動資産／流動負債×100（％） |
| 類似団体 | 全国の地方公共団体のうち、人口や人口密度、供用開始後年数が類似する団体。 |



刈谷市下水道事業経営戦略

令和5年（2023年）3月発行

発行 刈谷市

編集 水資源部下水道課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL：0566-23-1111（代表）

URL：<https://www.city.kariya.lg.jp/>